

改正

平成14年 3 月26日規則第12号

平成20年 3 月27日規則第 7 号

平成25年 2 月19日規則第 8 号

平成31年 3 月13日規則第 6 号

館林市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、館林市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年館林市条例第10号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第 1 号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して別記様式第 2 号により政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して別記様式第 3 号により会派解散届を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分（議員の任期が満了する年度にあつては、任期満了日の属する月までの月数分）の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に別記様式第 4 号による政務活動費交付決定通知書により通知するものとする。

(収支報告書)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める様式は、政務活動費収支報告書（別記様式第 5 号（その 1、その 2））によるものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第 5 条 議長は、条例第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

2 前項の収支報告書には、政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」

という。)の写しを添付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の写しを整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 館林市議会市政調査研究費交付に関する内規は廃止する。

附 則 (平成14年3月26日規則第12号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年2月19日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正前の館林市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月13日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

別記様式第2号 (第2条関係)

別記様式第3号 (第2条関係)

別記様式第4号 (第3条関係)

別記様式第5号 (その1) (第4条関係)

別記様式第5号 (その2) (第4条関係)